

特定非営利活動法人 日本翻訳者協会 総会議事録

- 1 日 時 平成 26 (2014) 年 6 月 22 日 (日) 17:30～ 18:30
- 2 場 所 東京都江東区有明 3-11-1 東京ビッグサイト会議棟 607 号室
- 3 正会員総数 781 名 (6 月 22 日現在)
- 4 出席者数 会場出席者 79 名、書面表決者 41 名、委任状提出者 661 名
(本法人の定款 29 条に定める総会成立の要件を満たし総会は成立)

5 審議事項

- (1) 議長の選出、議事録署名人の選出、書記の任命
- (2) 第 1 号議案 平成 25 年度 事業報告について
- (3) 第 2 号議案 平成 25 年度 決算について
- (4) 第 3 号議案 平成 26 年度 役員の選任について
- (5) 第 4 号議案 平成 26 年度 事業計画について
- (6) 第 5 号議案 平成 26 年度予算について
- (7) 第 6 号議案 定款改訂
- (8) その他

(1) 議長の選出、議事録署名人の選出、および書記の任命

フランク・モアヘッド監事より、会員総数の 5 分の 1 を定足数と定めた定款第 2 7 条の規定を満たしているので本総会は有効に成立した旨の説明があり、木下マリアン理事長を議長に選出する提案があり、出席者全員の賛同により、木下理事長が議長に就任した。続いて書記として会員の佐藤綾子を任命し、議事録署名人に、ベンジャミン・トンプキンス、遠藤安岐子の両理事を任命した。

(2) 第 1 号議案 平成 25 年度事業報告についての審議

以下の書類に基づき、木下理事長が平成 25 年度の事業について報告した。

- ・ 平成 25 年度 事業報告書

(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)

続いて採決を行い、賛成多数 (賛成 116、反対 0、棄権 4) により承認可決された。

(3) 第 2 号議案 平成 25 年度決算についての審議

以下の書類に基づき、木本理事 (会計担当) が平成 25 年度の収支について報告した。

- 平成 25 年度 特定非営利活動に係わる活動計算書
(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)
- 平成 25 年度 特定非営利活動に係わる事業会計貸借対照表
(平成 26 年 3 月 31 日現在)
- 平成 25 年度 特定非営利活動に係わる事業会計財産目録
(平成 26 年 3 月 31 日現在)
- 平成 25 年度 会計監査報告書

続いて採決を行い、賛成多数（賛成 116、反対 0、棄権 4）により承認可決された。

(4) 第 3 号議案 平成 26 年度役員を選任についての審議

選挙委員会のクリス・ブレイクスリー委員長より、平成 26 年度役員のうち下記 2 名の退任が報告された。

役 職	氏 名
理 事	カレン・サンドネス
監 事	フランク・モアヘッド

また、以下の理事が立候補し、再選または選出されたことが報告された。

役職	氏名
理事	木下マリアン
理事	木本 恵
理事	ステーシー・ジェリック
理事	丸岡英明

次の 10 名の理事および監事を選任することが提案された。

役 職	氏 名
理事 (再選)	木下マリアン
理事 (再任)	ベンジャミン・トンプキンス
理事 (再選)	木本 恵
理事 (再任)	立花陽一郎
理事 (新任)	丸岡英明
理事 (再任)	関根マイク
理事 (再任)	遠藤安岐子
理事 (新任)	ステーシー・ジェリック
監事 (再任)	ノラ・スティブンス・ヒース
監事 (新任)*	長谷見 瑞菜子

監事は選挙時に立候補者がいなかったため、理事会が細則に従い長谷見瑞菜子を任命し、その経過を総会で明らかにした。

続いて採決を行い、賛成多数（賛成 116、反対 1、棄権 3）により承認可決された。

(5) 第 4 号議案 平成 26 年度事業計画についての審議

以下の書類に基づき、平成 26 年度の事業計画を木下理事長が説明、特定非営利活動に係わる事業会計収支予算書について木本理事が説明した。

- 平成 26 年度 事業計画書

質疑応答

質問：以前、一般会員が JAT の運営について質問したり意見を述べたりする JAT Admin というメーリングリストがあったが、今はそのような場が設けられていないようだ。今後、会員の意見を反映するような何かの仕組みを設ける予定はあるか？

回答：現在は、その代わりとして JAT ウェブサイトに理事会等向けの問い合わせフォームが設けられている。

その後、一部の会場出席者から、「以前のようなメーリングリストを設けて欲しい」、「理事長がほぼ毎月、会員向けに発信している理事長報告をさらに拡充したらどうか」という意見が寄せられ、検討することとなった。

続いて採決を行い、賛成多数（賛成 115、反対 1、棄権 4）により承認可決された。

(6) 第 5 号議案 平成 26 年度予算について

- 平成 26 年度 特定非営利活動に係わる事業会計収支予算書
(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)

質疑応答

質問：予算の内訳はどうなっているのか？

回答：詳細は JAT サイトに掲載されているので、そちらを参照されたい。

質問：平成 26 年度の予算案に、スタッフや事務所関連の費用は計上されているか？

回答：スタッフや事務所は中長期的に必要なと想定しており、来年度の予算には含まれていない。

続いて採決を行い、賛成多数（賛成 115、反対 0、棄権 5）により承認可決された。

(7) 第 6 号議案 定款改訂について

定款改訂案

現行	変更
<p>(入会金および会費)</p> <p>第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。</p> <p>第 39 条 2 項 [入会金及び会費]</p>	<p>第 8 条 (会費)</p> <p>会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>第 39 条 2 項 会費</p>
<p>(会員の資格喪失)</p> <p>第 9 条 第 3 項 会費の支払期限を 3 ヶ月経過しても支払わなかったとき。</p>	<p>第 9 条第 3 項 細則で定められた会費支払期限を経過しても支払わなかったとき。</p>
<p>(退会)</p> <p>第 10 条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。</p>	<p>第 10 条 会員は任意に退会することができる。</p>

<p>(役員)</p> <p>第 13 条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 8 人</p> <p>(2) 監事 2 人</p>	<p>第 13 条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 6 人以上、12 人以内</p> <p>(2) 監事 2 人</p>
<p>(総会の開催)</p> <p>第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき</p>	<p>(左記に追加)</p> <p>(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。</p>
<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、本会と類似の目的をもつ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。</p>	<p>第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、本会と類似の目的をもつNPO 団体に譲渡するものとする。</p>

改訂の理由：

第 8 条・第 39 条 現在、入会金は徴収しておらず、細則にもその規程はなく、将来入会金を徴収することにした場合でも細則において「会費」の一部とすることができる。

第 9 条 細則では 1 ヶ月となっており、細則と定款に一貫性がないので、定款で 3 ヶ月と明記せず、「**細則で定められた会費支払期限**」と改訂することにより、細則との一貫性が保て、将来細則を変更することもできる。

第 10 条 現在「退会届」は存在せず、「退会届」を提出するよう会員にも求めている。

第 13 条 定款で 8 人と明記することにより、協会の事情により理事の数の増減が出来ない状態である。また、現在事務局・スタッフを持たない協会の日常業務は 8 人の理事により行われているが、各理事は多数の責務を担当し、日常業務の負担も多いことから、理事の数を増やすことを検討することを視野に入れている。また、将来的に事務局とスタッフを置くことができるようになった際に、理事の数を減らすこともありうる。よって、理事の数の増減に柔軟性をもたせることにより、協会の事情・状況を反映させることができる。

第 24 条 定款第 15 条に、監事が総会を招集できると規定されているため。

第 54 条 JAT と同じような活動をしている「非営利活動法人」は他になく、財産譲渡は不可能になる可能性があるため、NPO 法の下「非営利団体・組織」とすることを提案。

質疑応答

質問：なぜ理事数を 6 人以上 12 人以内と設定したのか？

回答：定款で 8 人と規定されていると、協会の事情や状況の変化に応じて理事数を柔軟に変更できないためである。

続いて採決を行い、賛成多数（賛成 104、反対 3、棄権 13）により承認可決された。

以上により全ての議案について審議が終わったので、議長が閉会を宣言した。

7 議事録署名人の選任に関する事項

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 26 年 6 月 22 日

議長 木下マリアン

(署名または押印)



議事録署名人 ベンジャミン・トンプキンス

(署名または押印)

議事録署名人 遠藤安岐子

(署名または押印)

(注) 議長の木下マリアン (理事長) は、法務局に代表者印を届け出た代表者として、当協会の代表者印をここに押印する。